

令和元年10月24日  
相模原市発表資料

令和元年度 台風第19号の災害対応に関する  
国土交通省への緊急要望の結果について

本市においては、10月12日の台風第19号により、尊い人命が奪われるとともに、家屋の倒壊、道路の破損等の甚大な被害を受け、市民生活に重大な影響がおきていることから、国土交通省に対し、次のとおり緊急要望を行いましたので、お知らせします。

1 実施時期

令和元年10月24日(木) 午後3時20分

2 要請先

国土交通大臣 赤羽 一嘉

3 要請内容

別紙のとおり

問合せ先  
都市建設総務室  
電話 042-769-9261

令和元年10月24日

国土交通大臣

赤羽 一嘉 殿

令和元年度 台風第19号の  
災害対応に関する緊急要望書

相模原市長 本村 賢太郎

# 令和元年度 台風第19号の災害対応に関する緊急要望

本市におきましては、去る10月12日の台風第19号により記録的な豪雨に見舞われ、土砂崩れ、河川の氾濫等により、尊い人命が奪われるとともに、家屋の倒壊、道路の破損等の大きな被害を受け、市民生活に重大な影響を及ぼしています。

被災箇所には、緊急輸送道路及び2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースが含まれていることから、早期の復旧が必要となっております。

現在、本市では、被害状況の把握と応急対策の実施に全力をあげて取り組むとともに、市民生活の一日も早い回復に向け、関係機関と緊密な連携を図りながら、総力をあげて取り組んでいるところでありますが、復旧には多大な費用が見込まれ、財政措置等の支援が不可欠な状況にあります。

国におかれましては、本市の実情をお汲み取りいただき、次の事項について特段の御配慮と御協力をお願い申し上げます。

## 1 国道413号の早期復旧

国道413号は、神奈川県と山梨県を結ぶ、広域的なネットワーク機能を有する重要路線（緊急輸送道路）であるだけでなく、2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースとなっていることから、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する特定大規模災害等に指定し、権限代行により早期に復旧を進めていただくなど、国において最大限の支援策を講じること。

## 2 災害復旧事業の早期実施等

被災箇所が多数にわたることから、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、今後の円滑な災害復旧事業の実施に向けて、引き続きTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による技術的支援を行うこと。

## 3 激甚災害の早期指定と地方財政措置

今回の災害について「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」の規定により速やかに激甚災害に指定し、災害対応に係る特別な財政需要の増大に対し、予算措置及び特別交付税による財源措置を講じること。